

半田病院物品管理等業務委託業者選考委員会設置要綱

(設 置)

第1条 半田市立半田病院の医療材料等の物品管理等業務を委託する業者の選考について審議・検討を行うため、半田病院物品管理等業務委託業者選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 企画提案書の審査に関すること。
- (2) その他業者の選考に関し必要な事項

(組 織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、院長をもって充てるものとし、副委員長は、医療機器・診療機材検討委員会委員長の職にある副院長をもって充てる。
- 3 委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会 議)

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶 務)

第6条 委員会の庶務は、事務局管理課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年10月15日から施行する。

別表（第3条関係）

看護局長、事務局長、医療情報管理室室長、カテーテル・内視鏡看護課長、中央手術室看護課長、救命救急センター・集中治療室看護課長、管理課長

（計7名）